

別表第七の一号(第 65 条第 1 項関係)

第 1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	
長 辺	(別紙)
	<input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額
	<input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
	<input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及び議決権の数
	<input type="checkbox"/> (4) 10 分の 1 を超える議決権を有する者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (5) 10 分の 1 を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は 3 分の 1 を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信地上基幹放送事業者に関する事項
	<input type="checkbox"/> (6) 役員に関する事項
	<input type="checkbox"/> (7) 放送番組の編集の基準
	<input type="checkbox"/> (8) 放送番組の編集に関する基本計画
	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項
	<input type="checkbox"/> (10) 放送番組の審議機関に関する事項
	<input type="checkbox"/> (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
	<input type="checkbox"/> (12) 災害放送に関する事項
	<input type="checkbox"/> (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
	<input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画
	<input type="checkbox"/> (15) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
	<input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定
<input type="checkbox"/> (17) 認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	

短辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

注 1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区別	提出する別紙	備考
1 認定の申請 の場合	(1) (注 1) (2) (注 2) (注 3) (3) (注 2) (注 3) (4) (注 2) (注 3) (注 4) (5) (注 2) (注 3) (注 4) (6) (注 2) (7) (注 3) (注 4) (注 5) (8) (注 4) (注 5) (9) (10) (注 3) (注 4) (注 5) (11) (注 4) (注 6)	(注 1) 協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 (注 2) 協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注 3) 学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 (注 4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。

	(12) (注 3) (13) (注 7) (14) (注 8) (15) (注 2)(注 3)(注 4) (16) (注 2)(注 3)(注 4)	(注 5) 法第 8 条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。
2 認定の変更の申請の場合	(1) (注 1)(注 9) (2) (注 2)(注 3)(注 9) (3) (注 2)(注 3)(注 9)	(注 6) 学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注 7) 地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。 (注 8) 基幹放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務に限る。
	(4) (注 2)(注 3)(注 9) (5) (注 2)(注 3)(注 9) (6) (注 2)(注 9) (7) (注 3)(注 4)(注 5)(注 9) (8) (注 4)(注 5)(注 9) (9) (注 9) (10) (注 3)(注 4)(注 5)(注 9) (11) (注 4)(注 6) (12) (注 3) (13) (注 7) (14) (注 8) (15) (注 2)(注 3)(注 4)(注 9) (16) (注 2)(注 3)(注 4)(注 9)	(注 9) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
3 認定の更新の申請の場合	(1) (注 1) (3) (注 2)(注 3) (4) (注 2)(注 3) (5) (注 2)(注 3) (6) (注 2) (7) (注 3)(注 4)(注 5) (8) (注 4)(注 5) (9) (10) (注 3)(注 4)(注 5)	

	(11) (注 4) (注 6)	
	(12) (注 3)	
	(13) (注 7)	
	(14) (注 8)	
	(15) (注 2) (注 3) (注 4)	
	(16) (注 2) (注 3) (注 4)	
	(17)	

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注 1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注 2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 30 条第 1 項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注 3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注 1)及び(注 2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		
その他		
合計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に対する	備考
氏名又は名称			議決権の比率	
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあっては出資者、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、一般社団法人及び公益社団法人にあっては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあっては評議員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 設立中の法人にあっては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあっては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあっては「何事業」、個人にあっては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるとき

はその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

イ 外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権 に対する 比率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等 が当該出 資者に占 める議決 権の比率	当該外国人 等が申請者 に対し間接 に占める議 決権の比率	備考	
			%		%	%		
外国人等の直接に占める 議決権のうち 1000 分の 1 未満の比率のもの計			%					
計			外国人等 の直接に 占める議 決権の比 率の計 %			外国人等 の間接に占め る議決権の 比率の計 %		
合計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率 の合計				%	

(注 1) 外国人等とは、法第 93 条第 1 項第 6 号イからハまでに掲げる者及び同号ホに掲げる者並びに第 62 条第 4 項に規定する外国人等とみなされる法人又は団体及び同条第 5 項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

(注 2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの(注 4)から(注 6)までに準じて記載すること。

(注 3) 外国人等の直接に占める議決権のうち 1000 分の 1 未満のもの比率は、合算して記載すること。

(注 4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し議決権に対する比率の 100 分の 10 以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し 100 分の 10 以上の議決権を有する場合に記載すること。

(ア) 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ 100 分の 10 以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

(イ) 第 63 条第 3 項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が 100 分の 10 未満であるものこれらの議決権の

比率を出資者ごとに乘じその結果を合算した比率が 100 分の 10 以上となる場合は、100 分の 10 未満であつても記載すること。

(注 5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乘じて計算した比率を記載すること。

(ア) 一の外国人等が当該出資者に対し 100 分の 50 を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(イ) 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乘じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が 100 分の 50 を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注 6) 備考の欄は、アの(注 7) (ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、第 63 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

(注 7) 特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員の総数に対し外国籍の社員が有する議決権の比率、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員の総数に対し外国籍の評議員が有する議決権の比率を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の 10 分の 1 を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の 3 分の 1 を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10 分の 1 を超える議決権を有する者 (A)		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の 総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者 (A)		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること。また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4)(注1)(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4)(注1)(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	担当部門	兼職	備考
氏名					

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(イ) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団

体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ウ) 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の一号の注3(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計								
合計 時間 分 (分)	備考 字 時間 分(分) % 解 時間 分(分) %							
※字幕付与可能な1週間の放送時間 時間 分 (分)								

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他は(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニク放送、2か国語放送、データ放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利

用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類全てについて表示すること。

(注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間

番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分	時 間 分
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完：)で再掲すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料：)で再掲すること。

(注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとのに細分すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ ローカル番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)

(ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分(%)	時間 分(%)

(エ) 総合計

総合計(ア)+(イ)+(ウ)	時間 分(%)
----------------	----------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの(自社以外が制作したものを含む。)について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組	合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送		
分	分	分	分	分	分	分
%	%	%	%	%	%	100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力及び制作体制の确实性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ 他から供給を受ける放送番組の時間等

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時間(分) %	
その他の者 小計	時間(分) %	
計(①)	時間(分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者 小計	時間(分) %	
その他の者 小計	時間(分) %	
計(②)	時間(分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時間(分) %	
備考	自社の放送番組 時間(分) %	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合計		番組数(%)

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のBの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のBの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(イ) 超短波多重放送を行う基幹放送の業務の場合

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合計		番組数(%)

(注1) 供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分	
	計	
(ニュース以外の番組)	時間 分	
	計	
合計	時間 分(%)	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員の氏名					
委員総数					人

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この

場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

- (13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。
- (14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額、寄付金等の出資の種類

- (15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、基幹放送を行う実用化試験局の基幹放送の業務の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)